

令和4年度 柏市不法投棄対策協議会資料

令和4年7月25日(月)
柏市不法投棄対策協議会

不法投棄ごみとは？

⇒集積所以外の場所に捨てられたごみで柏市不法投棄対策条例第2条 第1項 第2号に規定する、ぽい捨てごみ以外のごみをいう。



ぽい捨てごみとは？

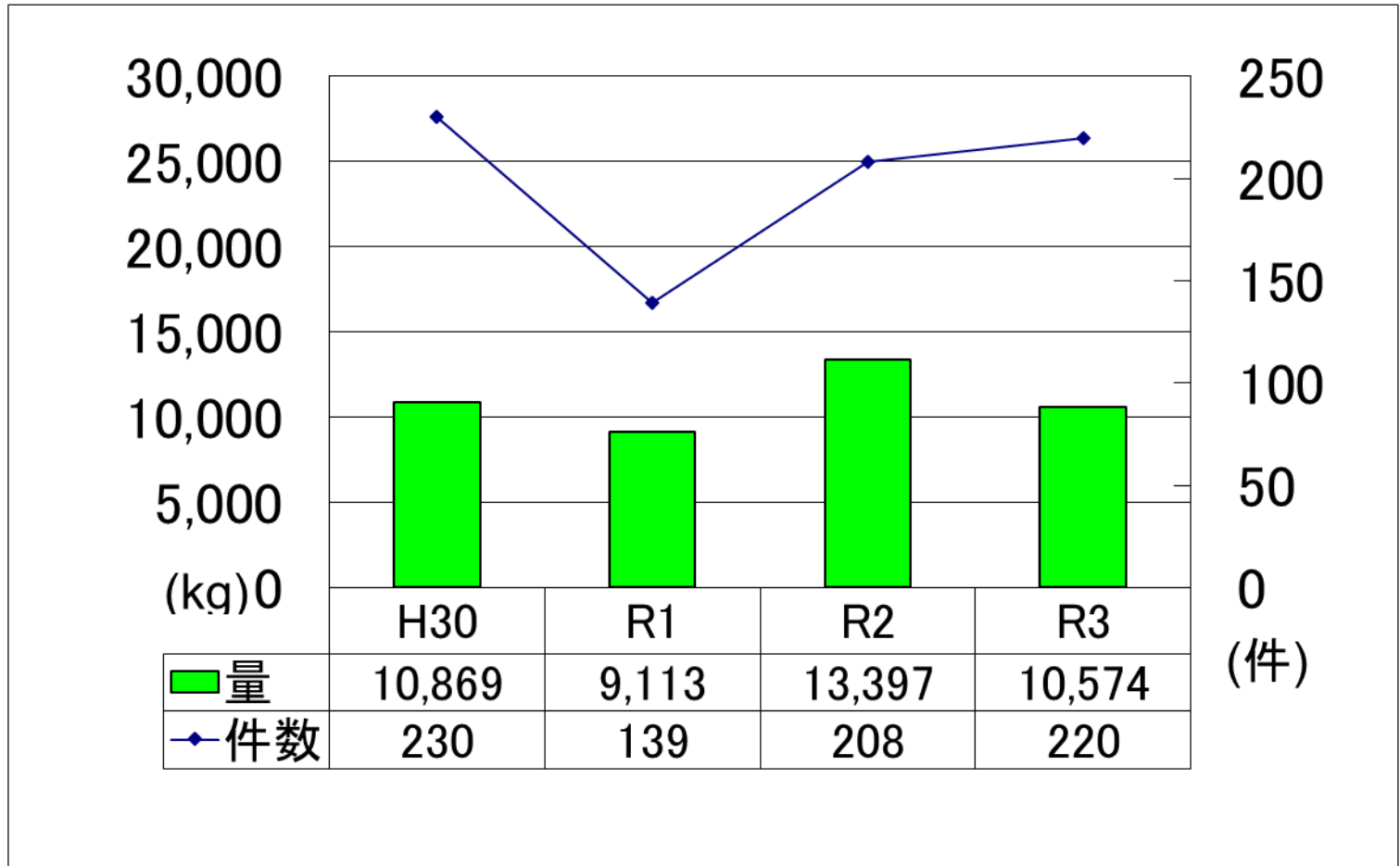
柏市ぽい捨て等防止条例第2条 第1項 第2号に規定するタバコの吸い殻や空き缶などの散乱性の高いごみをいう

※ルールを守らずに集積所に捨てられたごみは違反ごみとなる

1 令和3年度不法投棄対策 事業報告

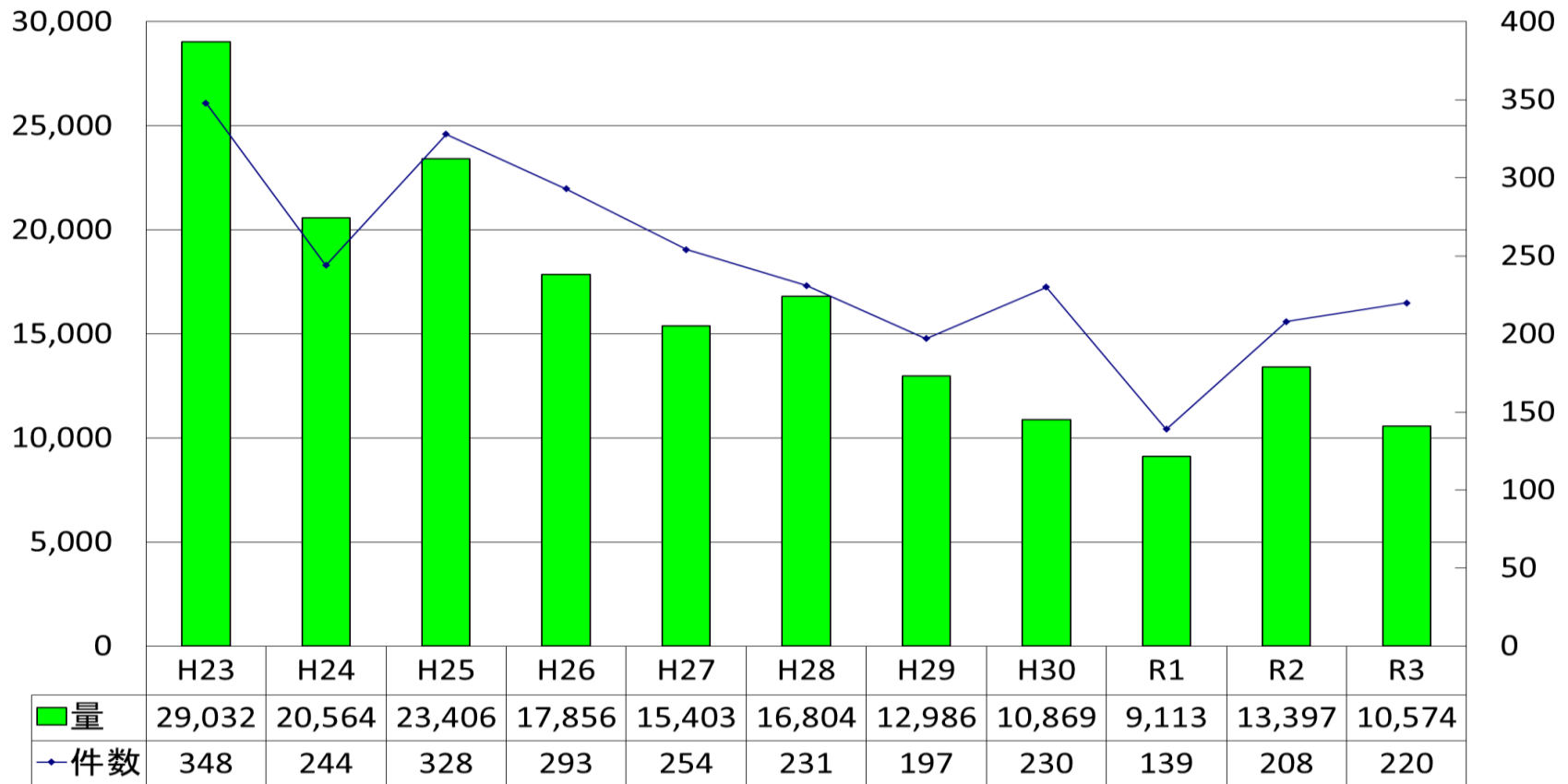
(1) 不法投棄データ

①年度別不法投棄回収量推移



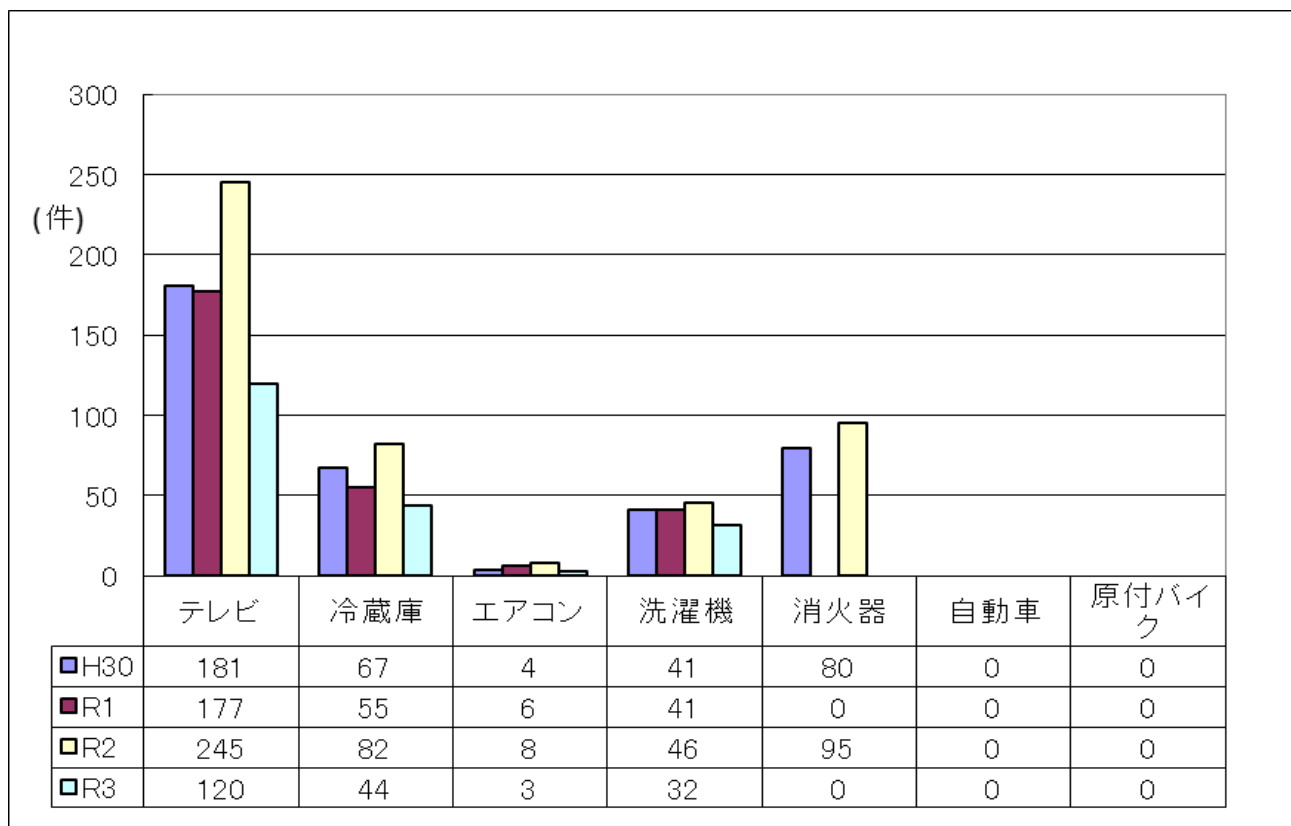
・減少傾向→令和元年度から増加傾向
※コロナ禍の影響が残るとも考えられる

参考 不法投棄ごみの過去10年間の推移



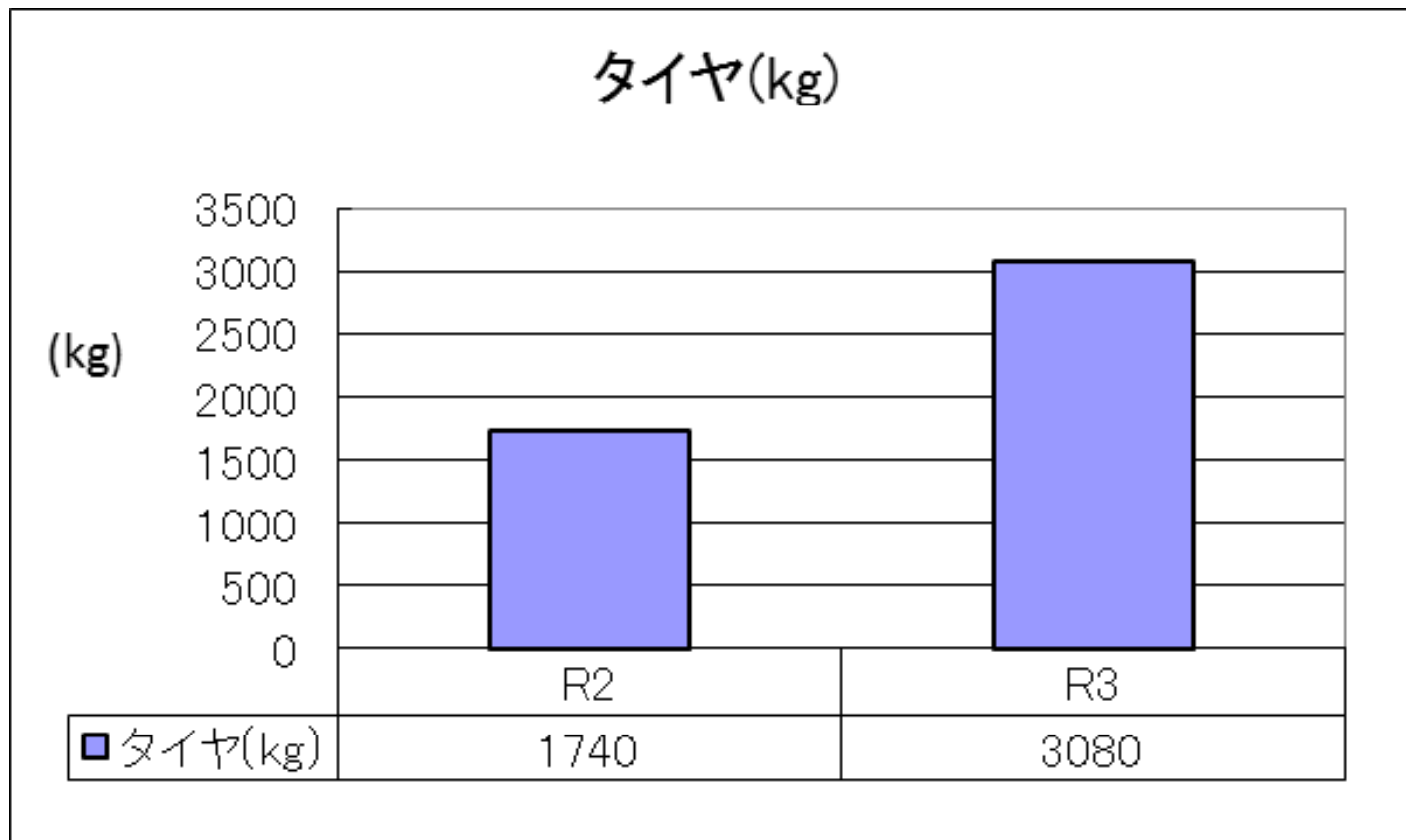
・長期期間で比較を行うと減少傾向

②-1 不法投棄処理困難物処分件数推移(物別)



- ・基本的には昨年度の増から一転し減少
- ・消火器は一定数をまとめて処分しているため、令和3年度は0となっている。

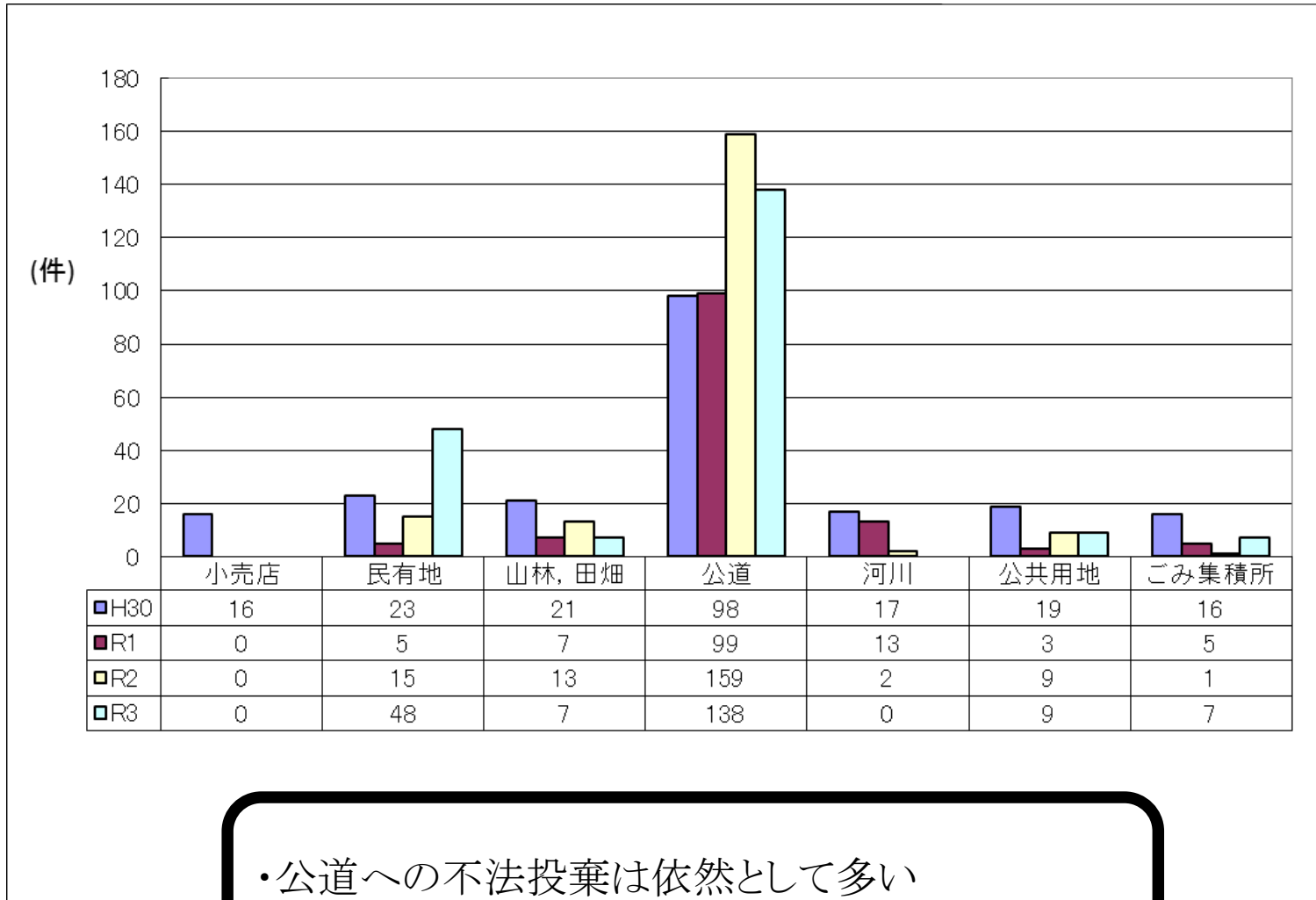
②-2不法投棄処理困難物処分量推移(タイヤ)



タイヤの処分量について、令和2年度から計量方法が本数から重量変更になっているため、2カ年度分のみで比較する。

③不法投棄場所別回収件数

※違反ごみを含む



- ・公道への不法投棄は依然として多い
- ・令和3年度は私有地への投棄が増加した

1 令和3年度不法投棄対策 事業報告

(2) 不法投棄対策

不法投棄パトロール

不法投棄頻発地点について、6月・9月・12月・3月の年4回夜間パトロールを実施しました。

なお日中は、通報を受けた不法投棄現場を回りながら、投棄されやすい場所について随時実施しています。



パトロール車のステッカーを貼ったトラックで回ります。

不法投棄禁止看板の配布

土地所有者，土地管理者，地域の方々等からの
申込をうけ，不法投棄禁止看板を配布。

令和3年度配付実績 計408枚

配付枚数 上位10地域 (並記は同枚数の地域)	
30 枚	西原
27 枚	柏
23 枚	南逆井
22 枚	松葉町
21 枚	篠籠田
15 枚	伊勢原
13 枚	旭町，松ヶ崎
11 枚	根戸，布瀬
10 枚	大井，逆井，十余二，布施， 増尾台，南増尾
9 枚	高田，つくしが丘，増尾



不法投棄禁止看板の配布

土地所有者，土地管理者，地域の方々等からの
申込をうけ，不法投棄禁止看板を配布。

令和2年度配付実績 計322枚

配付枚数 上位10地域 (並記は同枚数の地域)	
21 枚	高田
17 枚	増尾
16 枚	柏
14 枚	西原
13 枚	小青田
12 枚	あけぼの，逆井，大津ヶ丘
10 枚	花野井，名戸ヶ谷
9 枚	篠籠田
8 枚	松葉町，旭町，十余二
7 枚	布施，しいの木台，藤ヶ谷



不法投棄禁止看板の配布

土地所有者，土地管理者，地域の方々等からの
申込をうけ，不法投棄禁止看板を配布。

令和元年度配付実績 計200枚

配付枚数 上位5地域 (並記は同枚数の地域)

17 枚

みどり台

11 枚

柏，大井，向原町

9 枚

増尾，高柳

7 枚

逆井，豊四季，豊住

5 枚

あけぼの，逆井藤ノ台，
戸張，しいの木台，東上町，
布瀬



1 令和3年度不法投棄対策 事業報告

(3) 事後対策

不法投棄事後対策事例(1)

《概要》

令和3年9月，光ヶ丘団地敷地内に不法投棄があったと柏警察から依頼を受け，柏市がごみを回収・保管した。



不法投棄事後対策事例(1)

《対応》

12月，市職員等立会いで
投棄者が保管場所から回収
し処分を行った。

柏市トラックでの回収，保管場所への移動の様子→



※同一投棄者が別件の不法投棄を行っていた。
別件については地域の方が分別をした後に柏市に連絡があり，念のため警察に通報するよう案内済みであったため，この件が同一投棄者のものであることが判明。

不法投棄事後対策事例(2)

《概要》

令和3年12月，塚崎に不法投棄された引っ越しごみについて，土地所有者からの情報提供により柏市で現地確認。柏警察に相談するよう勧めた。



不法投棄事後対策事例(2)

《対応》

土地所有者からの通報を受けた柏警察により投棄者判明。柏市でごみを回収・保管。

後日、遠方に引っ越した投棄者の代わりに投棄者の友人がごみを回収・処分した。



←光熱費の明細書や、
ダイレクトメール、
宅配の宛名等から投
棄者がわかることが
あります。

不法投棄事後対策事例

(産業廃棄物対策課)



《概要》

令和4年1月21日，環境サービス課から産業廃棄物対策課へ情報提供。

船戸の道路脇民地内に自転車用のタイヤ等が投棄されていたが行為者が特定できるような手掛かりはなかった。量も多いことから事業に伴って排出されたものと思われた。

不法投棄事後対策事例

(産業廃棄物対策課)

《対応》

土地所有者に対して、投棄物から行為者の手掛かりがなかったことを伝えた上で、投棄物については、土地所有者に処理してもらう必要があることなどを説明し、投棄物の撤去を依頼した。

後日(同年1月30日)、完全撤去を確認した。

※ 投棄物が事業者による産業廃棄物であると思われる場合、産業廃棄物対策課に情報の引継ぎを行うことがあります。

2 令和4年度不法投棄対策 事業計画(案)

令和4年度不法投棄対策事業計画(案)

■啓発活動

(1) ゴミゼロ運動

⇒開催方法を再検討し，新型コロナ感染状況や時代に合わせて実施する。

(2) ホームページの掲載

⇒ホームページにて市での不法投棄対策の紹介や，不法投棄を発見した場合の案内等を行う。

(3) 不法投棄防止啓発看板の配布

⇒土地所有者からの依頼等をうけ，不法投棄防止啓発看板の配布を行う。

令和4年度不法投棄対策事業計画(案)

■防止対策

(1)不法投棄防止カメラの適正運営

⇒不法投棄防止カメラの効果を維持していくために管理・修繕を行っていく。

(2)不法投棄防止夜間パトロール

⇒不法投棄対策強化月間6月・12月のほか、9月・3月にも夜間パトロールを実施し、不法投棄の発見・抑止を図る。

令和4年度不法投棄対策事業計画(案)

■事後対策・情報共有

〈関係機関等との連携〉

不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去に係る施策について関係機関等と密接な連携に努める。

(不法投棄対策条例第8条)

令和4年度不法投棄対策事業計画(案)

■事後対策・情報共有

⇒不法投棄が起こった場合の以下(1)～(3)について、柏市関連部署や関係機関・近隣市・ボランティアの方々との情報交換及び連携を通して適切に行う。

(1)投棄者の特定

(2)投棄物の処分

(3)民有地の場合,所有者への情報提供
及び処分や防止策についての案内・提案

【参考】令和4年度 実施済み事業

ゴミゼロ運動

令和4年5月28日(土)～令和4年7月3日(日)の期間に、各地域の任意の日程で自由参加いただく形で実施。

申込受付・実施結果	実施申込日	団体数	参加申込者数	回収量(t)
	5月29日(日)	28	11,000	5.63
	6月 5日(日)	4	447	0.74
	6月12日(日)	2	78	0.21
	6月26日(日)	2	2,450	0.26

※実施方法を変更した目的

- ・コロナ禍において、拠点集中による密な状態を避ける
- ・地域の実情に合わせて実施いただくことで、より多くの方に参加機会を得ていただく

【参考】令和4年度 実施済み事業 ゴミゼロ運動

(令和5年度への課題)

- 今年度は地域主導としたことや、前回実施から年数も空いており、地域にゴミゼロ運動を経験していない方もいたため、混乱を招いてしまった。
 - わかりやすい実施形態と、各地域担当者への早期の連絡
・相談が必要。
- 結果として例年と同じ日程に実施する地域がほとんどとなった。
 - 「5月の最終日曜日」という実施日は柏市全域に根付いており、地域の皆様も予測しやすく参加しやすい面がある。
来年度の実施日について再検討が必要。

【参考】令和4年度 実施済み事業 ホームページでの情報発信

- ① 不法投棄発見時についての案内を柏市オフィシャルウェブサイトに掲載した。



不法投棄対策について

2.不法投棄を見つけたら

不法投棄された廃棄物や疑わしい行為を見つけた場合は、警察、若しくは市に早急に通報してください。
その際、捨てられた廃棄物の内容や、捨てられた時期や場所、発見した状況等を教えてください。
不法投棄物は行為者が処理をしなくてはなりません、行為者が特定できない場合は、土地の管理者や所有者に処理責任が生じます。

- ② 同様の案内を柏市オフィシャルウェブサイト「よくある質問」に掲載した。

【参考】令和4年度 実施済み事業 ホームページでの情報発信

- ② 同様の案内を柏市オフィシャルウェブサイト「よくある質問」に掲載した。

Q 一般廃棄物の不法投棄の発見

一般廃棄物の不法投棄を見つけたら、どうしたらいいですか。

カテゴリ： トップカテゴリ > 担当課から探す > 担当課の情報はこちらから > 環境部 > 環境サービス課

A 回答

不法投棄は犯罪です。

一般廃棄物の不法投棄物や疑わしい行為を見つけた場合は、投棄者が判明する場合がありますため、ごみはそのままの状態を保管していただき、警察に早急に通報してください。その際、捨てられたごみの内容や捨てられた時期や場所、発見した状況を伝えてください。

・不法投棄等された場合は、その土地の管理責任は所有者となるため、捨てられたごみの撤去と再発防止も所有者の責任になります。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条)